

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部交通企画課) ……一
- 東京都環境影響評価条例による見解書(二件) ……二
- 環境局総務部環境政策課……………一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
- (生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……三
- 開発行為に関する工事完了……………四
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
- (産業労働局商工部地域産業振興課) ……五

告示

●東京都告示第七千七百七十四号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき国立都市計画駐車事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十七年七月六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 施行者の名称 国立市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国立都市計画駐車事業国立第二号 国立駅南第一自転車駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十七年七月六日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 国立市中一丁目地内 使用の部分 なし

東京都告示第七千七百七十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十七年七月六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 虎ノ門二丁目地区市街地再開発準備組合理事長 佐藤 茂
- 二 対象事業の名称及び種類 港区虎ノ門一丁目十九番五号 (仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業 高層建築物の新築
- 三 対象事業の内容の概略 対象事業は、港区虎ノ門一丁目の計画地面積約一・五

ヘクタール内に、事務所、店舗、教会等を含む高層建築物等の建設を行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
 対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年七月六日から同月二十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課 港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課 千代田区九段南一丁目二番一号
- ウ 中央区環境土木部環境政策課 中央区築地一丁目一番一号
- エ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階
- オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
評価書案について都民から1件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長(港区、千代田区及び中央区)からの意見が3件提出された。意見等の内訳は、表1-1に示すとおりである。これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表1-2～5に示すとおりである。

表1-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	1
事業段階関係区長からの意見	3
合計	4

表1-2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
	1. 「愛宕下通り」の整備・拡幅完成を急ぐべきである。	愛宕下通りは、幅員30mの都市計画道路として定められた都道ですが、具体的な整備事業については未定となっております。
	1) 計画地は外堀通りから新虎通りを南北に通じている。「愛宕下通り」に、その東側が隣接している。	このため本事業では、東京都と協議して、計画地内において、現況の敷地境界から幅員4m程度を道路用地として提供し、愛宕下通り部分の拡幅整備を行う予定です。
	2) 当該愛宕下通りは、その幅幅が予定されている。既に中・小乃至大型ビルの建設により、西側部分は整備されているが、東側部分は未定2階建店舗等が残存している。未整備である。	また、愛宕下通りにかかる既存の歩道橋については、東京都の所有物であるため、今後、東京都の所管部署と協議を行うべく中、撤去についての要望があることをお伝えしております。
	3) 特に計画地の南東角に接する歩道橋が、未だ温存されていて、景観上著しく地域の統一性・近代性を損なっている。	
	「虎ノ門エリアをトータルにリニューアル」することを旨とするのであれば、当該愛宕下通りの整備の見込み予定等を具体化して、環境としての都市景観を完成しなればならない。	
	4) 本件環境影響評価書案においては、これらの視点からの影響評価が不十分である。	
	5) 当該歩道橋が残置されていると、その高さから外国人特に欧米人が好むバスの屋上部分は通行できないため、計画地への乗り入れや虎ノ門ヒルズタワーへの接近が分断され、遠廻りをしなればならない。	
	6) 愛宕下通りを北側の外堀通り方面から南面して見通しても、又、逆に南側の新虎通りから北面して見通しても、当該歩道橋の存在が視界における障害となり、その景観が著しく損なわれることは自明のことである。	

当該歩道橋が異和感を際立たせているのである。

表1-2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業計画全般 (つつぎ)	事業者の見解
7)	よって、愛宕下通りの整備・拡幅、当該歩道橋の撤去について、評価書としても、明確にすべきものである。		以上

表1-3(1) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	環境影響評価全般	事業者の見解
		環境影響評価書を作成する際には、調査方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるよう希望していただきたい。	環境影響評価書の作成にあたっては、内容及び表現等を工夫し、一般の方々から理解しやすいものとなるよう努めます。
項目	意見の内容	工事計画	事業者の見解
	虎ノ門地区の他の大規模開発事業者と連絡会議等により、事業計画及び工事計画について情報共有し、連携を図ること。	虎ノ門地区の他の大規模開発等については、施工の段階において周辺の各開発事業者と情報共有することなどを検討し、環境への影響の低減に努めていきます。	既存建築物の解体工事の前には、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、石綿使用の有無及び工事の内容について隣接関係住民の皆様へ周知を行い、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めます。
	「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」(以下「区要綱」という。)の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めること。		
	解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管すること。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令にしたがった報告・届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行うこと。周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明すること。		解体建物への石綿使用については、石綿使用の有無、使用されている場合の石綿含有建材の種類、石綿含有建材の施工箇所、石綿含有建材の量又は面積等について十分な事前調査及び記録を行います。 法令に示された石綿の使用が確認された場合、「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、解体工事の実施前に特定粉じん排出等作業実施届出書、石綿飛散防止方法等計画届出書を港区へ提出します。また、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づき、解体工事の実施前に隣接関係住民の皆様へ説明いたします。 また、解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等に基づき、石綿の飛散防止に万全の対策を図ります。
	建設作業実施届出など必要な事前届出を行うこと。十分に近隣説明を行うこと。		建設作業実施にあたっては、必要な事前届出を行うと共に、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」及び「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく説明会の際に、建築物の工期、工法、作業方法等について十分な近隣説明を行うよう努めます。

表1-3(2) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
工事計画（つづき）	建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じること。	工事の実施に当たっては、騒音・振動、粉じん等による影響低減のため、仮囲い（3.0m）を設置するとともに、工事手順及び工程の検討・調整により建設機械が集中稼働しないように稼働台数を平準化し、建設機械の効率的稼働に努めます。
工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。特に、学校周辺や通学路等の通過にあたっては、通学時間帯を避けるなどの配慮をすること。	また、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事の内容を十分検討します。 工事に使用する建設機械は、最新の排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の使用に努め、良質な燃料を使用するとともに、アイドリングストップを厳守することにより、大気汚染及び騒音・振動の低減に努めます。また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シート等の設置等、粉じんの飛散対策を講じます。	
	工事用車両の走行ルート上の限定、安全歩行等により周辺環境に配慮するとともに、工事用車両出入口付近等には交通整理員を配置するなど、周辺への影響の低減に努めます。 また、工事用車両が集中しないよう、工事工程の平準化に努めるとともに、工事用車両の走行に当たっては、通学時間帯を避けることなど配慮します。	

表1-3(3) 港区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解	温室効果ガス
エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用すること。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めること。	本計画では、大規模建築物として環境へ与える負荷の低減を図るため、エネルギーの効率的な利用と熱負荷の低減への取り組みを進め、東京都建築物環境計画書評価制度における段階3（ERR11%以上、PAL*低減率20%以上）を目指します。 また、コーゼネレーションシステムの導入による、エネルギーの効率的な利用を図ります。	
項目	環境影響評価書案及び港区エリア風対策要綱に基づき、届出に記載された建物配置・形状について確実に実施すること。	事業の実施においては、環境影響評価書案及び港区エリア風対策要綱に基づき届出に記載された建物配置・形状として計画建物を建設します。 なお、建物配置・形状などの建築計画に変更があった場合においても、風環境が著しく悪化しないよう努めるとともに、変更届等の適切な手続きを行います。	
項目	風環境について、評価予測以上の強風が発生した場合は追加対策を講じること。	風環境については、工事の完了後に事後調査を実施し、予測した風環境について検証を行います。予測結果よりも風環境が著しく悪化した場合には、防風植樹帯や防風フェンス等の追加対策を講じるよう検討を行います。	
項目	意見の内容	事業者の見解	交通安全対策
工事関係者への交通安全教育を行うこと。	工事関係者には、毎日の朝礼及び新規入場者教育等を通じて、全ての作業員に交通安全について指導を行います。		
工事現場の出入口等、車両の集中箇所には交通誘導員を配置する等、歩行者などの安全を確保すること。	工事現場の各出入口には交通誘導員を配置し、歩行者等の安全に配慮します。 また、必要に応じて交通誘導員の追加配置の検討を行います。		

表1-4 千代田区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	大気汚染、日影、電波障害、風景、史跡・文化財	
項目	評価書案のとおり対応されたい。	今後、都民の意見書、関係区長からの意見、知事意見等を踏まえて、環境影響評価書を作成します。また、工事着手前までに事後調査計画書を作成し、それに基づき工事の施行中及び工事の完了後における事後調査を実施します。これらの手続の中で、評価書等の内容を遵守し、事業を進めていく予定です。
項目	意見の内容 計画施設から千代田区との区界まで200m近く離れており、建設工事に伴う騒音および振動について影響はないと思われる。	事業者の見解 計画地から千代田区までの距離が離れているため、千代田区に対する建設工事による騒音・振動の影響は少ないと考えられるものの、工事用車両の走行ルートへの限定や工事工程の平準化などの環境保全のための措置を行い、計画地周辺に対する影響の低減に努めていきます。
項目	意見の内容 工事車両については低公害型の車両を積極的に採用し、周辺環境への配慮を行うこと。	事業者の見解 工事用車両については「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に適合した車両及び、低排出ガス車に認定された車両を優先採用するとともに、規制速度の遵守や不要なアイドリングの防止を徹底し、周辺環境への配慮を行っていきます。
項目	その他	その他

表1-5 中央区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	その他	その他
項目	意見の内容 本事業に関する景観その他環境影響についての苦情・相談の受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。	工事の施行中は、周辺地域の皆様からの問い合わせを受け付ける窓口を設け、苦情等があった場合は速やかに対応し、苦情等がなくなります。工事の完了後の施設使用においては、施設管理者が主体となり対応することとなりますが、引き続き周辺の皆様からの問い合わせには誠意をもって対応します。

●東京都告示第七十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 外 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第九

九条の二第二項に定められた特定建築者（民間事業者）

代表者 未定

所在地 未定

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）晴海五丁目西地区開発計画

住宅団地の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区晴海五丁目の事業区域面積約十八万平方メートルに、住宅棟（板状）二十二棟、住宅棟（超高層タワー）二棟及び商業棟一棟の建設を行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が十二件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年七月六日から同月二十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 中央区環境土木部環境政策課
中央区築地一丁目一番一号
- イ 江東区環境清掃部温暖化対策課
江東区東陽四丁目一番二十八号
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
- オ 三階

別記 (原文のまま記載)

評面書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評面書案について都民から 12 件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長（中央区、江東区）からの意見が 2 件提出された。意見等の内訳は、表 1-1 に示すとおりである。これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表 1-2(1)～(8)、表 1-3(1)～(4)及び表 1-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 1-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	12
事業段階関係区長からの意見	2
合計	14

表 1-2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	1. 事業計画	事業者の見解
意見の内容	(1) 「豊晴計画の人口推定 4.3 万人」、 「公共交通の充実」及び「オリエンティッドデザイン」としての「スモール施設」「水辺プロチャーム」の整備」に対する地域コミュニティ形成への定住と懸念	(1) 地域コミュニティについては、近年、地域の活動に住民が参加できるような仕組みであるエリヤ・エリヤメントという考え方を導入している例が見られます。本開発計画においても特に新しく住まわれる方とこれまでお住まいの方との連携が重要になると考えており、今後、地元の皆様と地域コミュニティについて議論させていただきたいと考えています。また、平成 26 年 12 月、中央区は、交通や環境への対策等、大会後の晴海地域の課題と取組の考え方を示した「晴海地区将来ビジョン」を発表しました。これは、地元住民を構成員とする区主催の検討会において、選手村整備をきっかけとした様々な期待や要望について議論された成果物であると認識しています。都として、地域コミュニティの形成と多様な人々が交流し快適に暮らせるまちづくり等を実現するために、平成 27 年 4 月に発足した晴海地区将来ビジョン推進会議等での地元のご意見も参考としながら、本開発計画の着実な整備に取り組みまいります。

表1-2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	1. 事業計画(つづき)	事業者の見解
意見の内容	<p>国民の一例が居住する重要な居住形態である「ペンション」の適正な維持管理に向けたコミュニティ形成に関する研究「国土政策研究所」。江東区臨海部同様晴海地区においても今後ペンション建設が急増していく傾向にある。それが故に地域コミュニティは高齢化社会や、防災、防犯、子育ての観点からも重要なソーシャル・キャピタル(社会関係資本)であると考えられる。「コミュニティを問わないおす・・・つながり」年・日本社会の未来「ちくま書房・広井良典氏)ハードはもとよりソフト面についても十分配慮して次世代を担う人々の意見である「晴海地区将来ビジョン」の尊重と地元住民としての晴海連合町会は、複合市街地であり都市型住宅である建設をオール東京で取り組むよう要望します。</p>	<p>(2) 工事の実施に当たっては、大気汚染、騒音・振動の影響ができる限り小さくなるよう、工事の平準化等により工事用車両の集中を避けるとともに、低公害型の工事用車両の採用、不必要なアイドリングの防止の徹底等の環境保全のための措置を講じます。東京都環境影響評価条例第48条の規定において、事業者である東京都が、対象事業の実施により環境に及ぼす影響について調査等を行い、環境影響評価書を知事に提出する事になつております。また、評価書案については同条例第50条の規定に基づき、専門的な見地から意見を聴くために学識経験者からなる第三者機関である東京都環境影響評価審議会の審議を受けることとなります。</p> <p>本開発計画においては、住宅棟(板状)と住宅棟(超高層タワー)を織り交ぜた建築計画としております。これにより、様々な住まいに対応すること等が可能となるため、超高層タワーが必要であると考えています。</p> <p>また、晴海中心軸に在する位置に地区の顔となる広場を整備し、住宅棟(超高層タワー)低層部、商業棟と合わせ、本開発計画の区域外に整備される予定の学校にも配慮したにぎわい・交流の空間の形成が図られると考えます。</p>
意見の内容	<p>(2) 先日開催されました説明会で、時間不足の為質問ができなかったので、書面にてお問い合わせいたします。</p> <p>晴海地区が2020年オリンピック選手村として開発されることで、この地区が世界的に注目されるエリアとなり街のイメージが上がることは近隣住民として誇らしい事だと思っております。大会開催に向けて、工事期間中の騒音・大気汚染など不安な部分は多々ありますが、専門家の方たちが十分に精査し最低限のリスクで進められることを期待しています。</p> <p>ただ大会終了後の工事の中に、高層タワー2棟建設とありますが、これは何のために必要なのでしようか?</p> <p>説明会では「多様なニーズに応えるため」というフレーズで簡単にお話が出ていたと思いますが、この沿岸地区には現在も何棟ものものもペンションが建設中、さらに計画中のものも複数あり、高層階での生活を望む方たちのニーズは、民間の物件で十分に対応できるはずです。</p> <p>タワーを2棟建てるためには大会終了後さらに3年近い月日が必要となり、大会期間中はさき10年近い期間が工事中となることになりませう。</p> <p>選手村として利用された建物の改装や学校の建設であればもつと短期間の工事です済むはずですが。</p> <p>説明会の中で多くの方が危惧しておられた長期にわたる大気汚染、騒音や建築後の日照や風の問題も選手村として建設したものであれば最低限の不安や我慢で終わるのではないでしようか?</p>	<p>(2) 工事の実施に当たっては、大気汚染、騒音・振動の影響ができる限り小さくなるよう、工事の平準化等により工事用車両の集中を避けるとともに、低公害型の工事用車両の採用、不必要なアイドリングの防止の徹底等の環境保全のための措置を講じます。東京都環境影響評価条例第48条の規定において、事業者である東京都が、対象事業の実施により環境に及ぼす影響について調査等を行い、環境影響評価書を知事に提出する事になつております。また、評価書案については同条例第50条の規定に基づき、専門的な見地から意見を聴くために学識経験者からなる第三者機関である東京都環境影響評価審議会の審議を受けることとなります。</p> <p>本開発計画においては、住宅棟(板状)と住宅棟(超高層タワー)を織り交ぜた建築計画としております。これにより、様々な住まいに対応すること等が可能となるため、超高層タワーが必要であると考えています。</p> <p>また、晴海中心軸に在する位置に地区の顔となる広場を整備し、住宅棟(超高層タワー)低層部、商業棟と合わせ、本開発計画の区域外に整備される予定の学校にも配慮したにぎわい・交流の空間の形成が図られると考えます。</p>

表1-2(3) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	1. 事業計画(つづき)	事業者の見解
意見の内容	<p>(3) 公園について 単に緑化するだけでなく、人々のアトラクティブイが見える(使われている)公園があることで街の景観がよくなるのではないかと思っています。これだけの規模の住宅が建つのであれば、それだけの公園が必要だと思います。</p> <p>今回の開発計画を見ると、街区内側に広場の多くが整備されており、沿道空間の賑わい(街としての賑わい)の形成がいまひとつのよう気がします。商業棟は外部のオープンスペースと一体となった環境にやさしい施設となることを望みます。(オリンピックの立候補プログラムのベースに描かれたような施設され、まるで地表と一体化したような施設になれば素晴らしいと思います)</p>	<p>(3) 本開発計画では、街区内に誰かが憩える緑豊かなまとまった規模の広場空間を整備しています。</p> <p>晴海中心軸から貫通道路への導入部においては、街区内へと人々を誘引するための空間設計を行います。これにより、誰もが利用しやすい広場空間を整備します。こうした広場空間と晴海ふ頭公園、沿道のにぎわい空間を歩行者ネットワークでつなぐことにより、緑とにぎわい豊かな空間形成を図ることとしております。晴海中心軸の沿道では、広幅員の道路空間と一体となったにぎわいある沿道空間を形成します。</p> <p>また、商業棟も含め各施設については、今後、街区内への人の流れや視線を受け止める緑を配置するなど具体的な計画を策定し、関係機関と協議を行ってまいります。</p>
意見の内容	<p>2. 施工計画</p> <p>(1) 「晴海連合町会工事・協定書」の尊重を要望します。</p> <p>5丁目工事着工について、土砂、資材の搬入、搬出について、都評価基準の数字をクリアしていているという理由だけでは受容できない。陸上輸送を減らし海上輸送方法を採用し、地元住民が長年忍耐せざるを得ない渋滞、騒音等を経験すること(2, 3丁目)に建設中の超高層ペンションの5棟が竣工後、確実に人口増が発生します。)</p>	<p>(1) 「協定書」については施工業者が決定した後、地元等と調整の上、尊重するよう施工業者に対する指導を徹底します。環境保全のための措置として、資材の搬入に際して、走行ルートの限定、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努めてまいります。</p> <p>工事の実施に当たっては、施工業者が決定し、詳細な施工計画を作成できる空間、関係機関と調整の上、輸送に利用できる空間や周辺工事との整合、工事の経済性や合理性等を精査し、海上輸送の可能性を含め総合的に検討していきます。</p>
意見の内容	<p>3. 交通</p> <p>(1) その他 【意見13】 約6,000戸、12,000人の居住者を計画している団地住民の生活の交通手段はどうなるのか、明らかにされていない杜撰な計画です。地下鉄終るとき駅の利用者はあの小さな朝潮小橋に殺到することになり、危険で解を求めます。</p>	<p>(1) 交通については、都は、都心から勝どきを経由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をばじめとした開発需要等の一定の交通需要に柔軟に対応するため、BRTの導入を計画しております。</p>

表1-2(4) 住民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	4. 全般 意見の内容	事業者の見解
(1) 環境影響評価結果について	<p>具体的な条件だけ詳細な建設計画に基づかず、仮定の条件だけを積み上げて計算を行い、各評価項目とも基準値以下だとしても、その信頼性や妥当性が評価できない。実際の工事になれば、想定外の事象が少なからず生じる可能性があり、それらに対する詳細な対策等も含めた計画全体を環境影響評価の前提にすべきである。</p> <p>そもそも、基準値を超えるような結果を今の段階で明記・明言するとは考えられない。東京都が主体となつて行う工事の環境影響評価を東京都が行つて、自ら問題ない」と表明すること自体がおかしい。然るべき第三者機関によって、計画と結果の整合性や妥当性の監査を受ける等の手続きを踏まえていなければ、私たち住民は納得も安心もできない。</p> <p>実際に3回にわたつて行われた説明会でも、数字の棒読みが行われただけで、そういった妥当性に関する説明は一切なかった。これで説明会をやつたとされても全く承服できない。</p> <p>行政が(自ら)定めた法律や手続きに従つて進めているというのが役所側の立場なのだろうが、自画自賛の図式であり、市民・住民の感覚としては大きなズレを感じると言わざるを得ない。</p>	<p>(1) 環境影響評価とは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ事業実施前の設計・計画に基づき環境影響を予測・評価し、環境保全のための措置を検討するものです。事業の実施に当たっては、東京都環境影響評価条例に基づき、事後調査を実施し、予測結果と比較検討するとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、環境の保全について必要な措置を講じていきます。</p> <p>本開発計画の環境影響評価においては、東京都環境影響評価条例第48条の規定に基づき、事業者である東京都が、対象事業の実施により環境に及ぼす影響について調査等を行い、環境影響評価書案を知事に提出することになっていきます。また、評価書案については、同条例第50条に基づき、学識経験者からなる第三者機関である東京都環境影響評価協議会の審議を受けることとなります。</p> <p>事業の実施に当たっては、工事説明会等を開催し、工事の内容等について説明するなど、情報提供に努め、地元の皆様との御協力を頂きます。</p>

表1-2(5) 住民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	5. 大気汚染 意見の内容	事業者の見解
(1) 大気汚染 騒音・振動について	<p>二酸化窒素の日平均値が0.06ppmの基準値ギリギリで予測されており、最大の予測値であると説明があつたが、これだけの大規模工事をすれば想定外の事象が生じる可能性が非常に高い。</p> <p>すべての大気汚染や騒音・振動については基準値を下回る数値で行うのは当然の事であり、基準値ギリギリの工事では健康被害等不安に繋がる。</p> <p>また、現在晴海2丁目、3丁目のマンション建設のため工事車両が路上で停車しているのを見かけるが、それ以上の大規模工事が行われるに当たり、工事車両のルートや通行量は、渋滞や騒音、大気汚染等住民の更なる不安に繋がるため、船等の海上輸送を検討していただきたい。</p>	<p>(1) 大気汚染、騒音・振動の予測は、「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(平成26年3月 東京都環境局)に基づき適切に実施しています。</p> <p>工事の実施に当たっては、大気汚染、騒音・振動の影響ができる限り小さくするよう、工事の平準化等により工事車両の集中を避けるとともに、低公害型の工事車両の採用、不要なアイドリングの防止の徹底等の環境保全のための措置を講じます。</p> <p>また、施工業者を決定し、詳細な施工計画を作成する中で、関係機関と調整の上、輸送に利用できる空間の検討や周辺工事との輸送の可能性を含め総合的に検討していきます。</p> <p>事業の実施に当たっては、事後調査を実施し、予測結果と比較検討するとともに、周辺に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、環境の保全のための措置を講じます。</p>